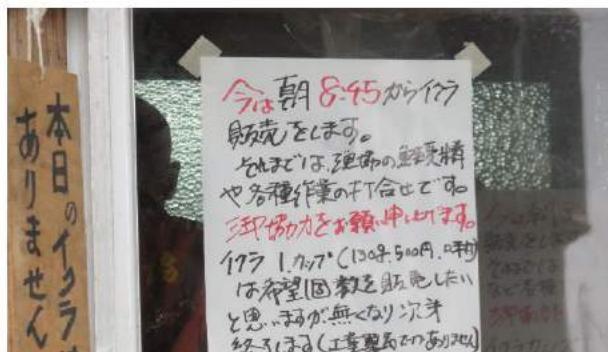


みどり通信

第237号 2017. 12. 8

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● これからの研修	P10
● 税務	P3	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 年末年始休業のご案内	P11
● 生命保険	P8	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P9		



毎年11月下旬～12月上旬に加茂市街地を流れる加茂川に鮭が遡上します。川には鮭をとるためのウライが設置され、川岸の番小屋では大粒のイクラを販売していますが、大人気のためなかなか購入することができません。

この日も「本日のイクラはありません」の札が…

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

12月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、12月8日のホームページ掲載のものからです。

1分間でやる気が出る…

昨日、自身の部屋の中を何気なく整理していたら、黄色い表紙の本を発見。いつ購入したのかさえ記憶が無い書籍「1分間でやる気が出る146のヒント」（株式会社ディスカバー・トゥエンティワン発行・2013年第1刷）でした。なんと1分で読める人生のヒントが、1ページに1つずつ146個も書かれています。



この本に書かれている「146個のヒント」は次のとおりです。

1. 毎日、目標を立てる
2. 長所は自分で手に入れる
3. 自分は成功していると信じる
4. 大切な人に感謝を伝える
5. 自分のための時間を確保する
6. 快適な生活空間を創る
7. 「もう年だ」という言い訳をしない
8. ピンチをチャンスに変える
9. まわりの人をほめる
10. 物事をよい方向に考える人とつき合う
11. 常にチャンスを探す
12. 毎日、計画を立てる
13. 自分の創造性を信じる
14. シンプルに考える
15. 変化を恐れない
16. 五年先まで予定を立てる
17. 「できない」と思い込まない
18. 時間の使い方を考える
19. 長所を生かして収入をふやす
20. 意見が分かれても争わない
21. 他人と協力して働く
22. 自分の価値を信じる
23. 人の話をしっかりと聞く
24. 笑う
25. 悪習慣をやめる
26. 生涯、現役を貫く
27. 自分について、まわりの人にたずねる
28. プレッシャーを歓迎する
29. 経験について考え、そこから学ぶ
30. まわりの人を大切にする
31. あせって決定をしない
32. 笑って健康を保つ
33. 一回に1つずつ取り組む
34. 信頼を大切にする
35. 他人に奉仕する
36. 自分の長所をリストアップする
37. 達成感を想像しながら進む
38. きつい仕事をチャンスと考える
39. 自分は恵まれていると考える
40. 持っている能力をすべて使う
41. 自分の限界を設定しない
42. 寿命以外は自分で決める
43. 自分にポジティブな言葉をかける
44. 最後までやり遂げる
45. 人生の目的をはっきりさせる
46. 自分のひらめきを大切にする
47. 新しいアイデアを試す
48. 柔軟な心を持つ
49. 役に立たなくなった知識は捨てる
50. 大切な人に感謝の手紙を書く
51. 自分の年齢を意識しない
52. 人生の答えは自分で見つける
53. 障害は自分で乗り越える
54. 自分の目標をまわりの人たちに話す
55. 運は自分でつくり出す
56. 職場を楽しい場所にする
57. 「どうせ」「しょせん」という言葉を使わない
58. 常に学習する
59. ネガティブな考え方をしない
60. 頭や心を老けさせない
61. 人生を違う角度から見てみる
62. 自分のこれまでの成功を祝う

- 63. 常に高い目標を持つ
- 65. 過去の失敗にこだわらない
- 67. 民主主義の価値を自覚する
- 69. ペットを大切にする
- 71. 自分がうまくいっていることに気づく
- 73. 「問題」という言葉を使わない
- 75. 新しいことに挑戦する
- 77. 勇気を出して聞いてみる
- 79. 自分をよく知る
- 81. 心の絆を強める
- 83. みんなにほほ笑みかける
- 85. 元気がなくとも元気なふりをする
- 87. あせらず少しづつ変わる
- 89. 誰にでも親切にする
- 91. 相手の長所を引き出す
- 93. 自分の達成したことを数える
- 95. 老いとは無縁だと考える
- 97. ささいなことに喜びを見いだす
- 99. 気分をよくする
- 101. 心の体操をする
- 103. つらいときこそ、上を向く
- 105. フォロースルーを大切にする
- 107. 「あなたには無理だ」と言われたことをやる
- 109. 冒険する
- 111. 思い切ってやってみる
- 113. 人生を開拓する
- 115. 人の重荷を軽くする
- 117. どういう人間になるかは自分で決める
- 119. 人生の目的を紙に書く
- 121. 夢に向かって計画を立てる
- 123. まわりの人に希望を与える
- 125. 脳の力を信じる
- 127. 自分を好きになる
- 129. 見返りを期待せずに与える
- 131. 失敗を楽しむ
- 133. 自分の弱点にこだわらない
- 135. 内面の声に耳を傾ける
- 137. 自分が世界を変える可能性を信じる
- 139. なりたい自分になる
- 141. 成功するために必要なことをする
- 143. 事実は人によって違うと理解する
- 145. すべてのことを大切に扱う
- 64. まわりの人たちから学ぶ
- 66. 自分と他人を成長させる仕事をする
- 68. いつしょにいて楽しい人になる
- 70. 狹い殻から抜け出す
- 72. 心の持ち方で人生をコントロールする
- 74. 好きな仕事に就く
- 76. 成功するまであきらめない
- 78. 最高の自分をめざす
- 80. 新しいアイデアを受け入れる
- 82. みんなにポジティブな言葉をかける
- 84. 楽天的になる
- 86. 自分という商品を売る
- 88. 自分で自分を苦しめない
- 90. 人生をいい方向に変える
- 92. 一度に多くのことに手を出さない
- 94. 自分の能力を人のために使う
- 96. 心配するのをやめる
- 98. まわりの人を楽しませる
- 100. 人生の雑草を刈り取る
- 102. 自分を笑う
- 104. 言うより先に実行する
- 106. 仕事を楽しむ
- 108. よく考え、よく行動する
- 110. 得意なことに力を注ぐ
- 112. 夢見るだけでなく行動する
- 114. お互いにほめ合って元気を出す
- 116. 真の友人になる
- 118. 友人を家に招く
- 120. 未来への夢を持つ
- 122. どんな思いつきでも、人に話してみる
- 124. 人々を愛で癒す
- 126. 素晴らしい経験を思い出す
- 128. 言い訳はやめて、やってみる
- 130. 目標に向けて努力する
- 132. 人を幸せにして自分も幸せになる
- 134. 自分の意志で前進しつづける
- 136. 学んだことから脱皮する
- 138. 思考力を最大限に發揮する
- 140. あいづちをうまく打つ
- 142. 心を開いて、いろいろなことを学ぶ
- 144. 失意の人に励ましの言葉をかける
- 146. 人生を総点検する

すぐに実行できるものばかりのようです。たとえば毎晩寝る前に1分間、読み続けるのにもってこいの本ですね。

ポジティブなイメージで就寝するといいそうですので・・・。おすすめです。今何かに悩んでいるなら、なおさら。

迷わず読んでみることをおすすめします。

税理士 山 口 昇

税務

年末調整について

早いもので、今年も残すところ、あと1ヶ月を切りました。これから年末に向けて、色々と盛り沢山のことだと思います。なかでも、給与を支払っている役員、従業員に対する『年末調整』も控えていますので、スケジュール管理を普段以上に意識する必要があります。

以下にまとめてみたので、それぞれご確認をお願い致します。

◇実施前の準備について

1. 年末調整の対象となる従業員や役員などの確認

まず、最初に行うべきことは、年末調整の対象となる人を確認する作業です。年末調整の対象となる人は、次のいずれの要件にも該当する人をいいます。

①本年最後の給与の支払時に「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」を提出している人

→ 每月の給与計算にあたり、源泉徴収税額表の「**甲欄**」を適用して、源泉徴収税額を計算し、給与計算を行っている人を指します。

②本年中の給与総額が2,000万円以下の人

※上記以外の人については、年末調整の対象となりません。例えば、

- ・本年中の給与総額が2,000万円を超えてる
- ・他社にも勤務している等で、「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」の提出が無く、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄を適用している
- ・被災などにより源泉所得税の徴収猶予や還付を受けてる
- ・本年の途中で退職している（一定の場合は除かれます）など
→ このような場合は、ご本人が確定申告をすることにより、所得税が精算されることとなります。

2. 対象者への必要書類の準備・確認・配布

上記1. の確認により年末調整の対象となる人が確定します。

次は、書類の準備と配布、記載後の申告書と添付書類の回収、記入内容の確認をそれぞれ実施します。

①書類の準備、確認

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書（今年分）を確認

本来は、その年最初の給与の支給前に提出がされているべき書類です。

既に提出を受けている分は一旦返却し、記載内容に異動がないかどうかを確認してもらいましょう。異動がある場合には赤字訂正をしてもらう等にすれば、異動事項が分かりやすく便利です。

また、不足があれば速やかに記載・提出をしてもらいましょう。

・税務署から郵送される書類一式を準備

郵送されてくる書類は

**給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書（来年分）**

となっています。申告書の必要枚数が不足している等の場合は、国税庁HPからダウンロードして利用することもできますし、コピーでも差し支えありません。

※TKCの給与計算システムをご利用のお客様につきましては、上記の各申告書について、内容記入済みの状態のものが印刷出力可能となっておりますので、そちらをご利用いただくと便利です。

②申告書を対象者へ配布し、記入していただき、内容を確認

・給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

必要項目の記載と、記載内容についての控除証明書の添付について、それぞれご確認下さい。

控除証明書の添付がない場合には、原則として所得控除を受けられない項目がありますので、郵送物到着後、申告書提出までに紛失されないよう、社内に周知、保管を実施しましょう。

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書（来年分）

来年1月以降に給与の支給を受ける方が対象者です。

提出期限は、原則、翌年最初に給与の支払を受けるときまでですが、この時点で記載、提出してもらっておくことで、翌年最初の事務の手間が減り、また、提出・備え付けのモレを防ぐことが出来ます。

※税制改正により、来年分の「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、従来、控除対象配偶者という区分だったところが、「源泉控除対象配偶者」という表記になっている等、様式が一部変更されています。

◇年末調整計算の実施、その後について

以降の項目は、年末調整の実施と、その後に必要な事柄についてです。
それぞれご確認いただき、スムーズに今年の締めくくりを迎えましょう。

<手順その①> 年間給与の確定

- 1年間の給与を確定させる

今年最終の締日を確認し、1年間の給与計算を確定しましょう。

<手順その②> 年末調整の計算

- コンピュータソフトを利用している場合は、手順に従い、年末調整計算を実施する
- 外注の場合は、締め切りまでに書類を送り、年間給与を連絡した上で、いつまでに計算結果を受領できるか、確認する
※年内最終の給与支払時に年末調整による過不足分を精算する場合には、支給日から逆算して、計算結果を届けてもらう最終期限等、具体的な日付を確認しましょう。

<手順その③> 年末調整による過不足精算

- 対象者へ返金する金額又は徴収する金額を、各人別に確認する

いつ精算するか（年内か、年明けか）、どうやって精算するか（給与支給に上乗せするか、給与とは別にして手渡し等をするか）を確認しましょう。

<手順その④> 源泉徴収票作成

- 複数部作成し、各々へ交付等を実施する

◆本人交付用

…本人へ渡します。

◆税務署提出用

…一定の要件に該当する者は、所轄税務署へ提出が必要です。

(翌年1月31日期限)

◆市町村提出用

…本人住所地の市町村へ2部提出します。(翌年1月31日期限)

※源泉徴収票は、年末調整対象者に限らず、全ての人に対し、原則、翌年1月最初の給与支払時までに作成し、本人へ交付することが義務付けられています。また、市町村への提出は、本人の平成30年1月1日現在の住所地へ提出することになりますので、年末での引っ越し等、住所変更の有無には特に注意が必要です。

<手順その⑤> 所得税徴収高計算書（納付書）作成

○次のいずれかで処理されている旨を確認する

◆納付金額が0円の場合

…金融機関の窓口での納付は出来ませんので、税務署へ納付書を直接提出する必要があります。

※ 翌月以降に繰越す場合には、繰越金額を控えておきましょう。

◆納付金額がある場合

…原則、翌月10日までに金融機関等で納付を実施することになります。

<手順その⑥（給与計算ソフトを利用する場合）> 年度更新作業

○コンピュータソフトの年度更新作業を、手順に従い実施する

○平成30年1月支給分給与の計算前に、コンピュータソフトの社員情報等の入力内容を平成30年分扶養控除等申告書と照らし合わせ、必要な追加修正等を実施する

以上、今回は、年末調整についてまとめてみました。

作業の流れとしては、12月最終の給与計算が確定する前までに、年末調整で必要な資料の回収、確認を完了させておき、最終の給与計算が確定した後、計算～納付書作成まで一氣に行うと効率的です。

特に、年内最後の給与支払時に年末調整による税金の過不足分を精算する場合には、給与支払日（金融機関振込の場合には振込依頼日）までに金額を確定しなければなりません。いつもの月以上に、給与締日から支払日（振込依頼日）までのスケジューリングが重要と言えるでしょう。

TKC 給与計算システムの活用その他、年末調整作業についてご不明な点があれば、遠慮なく各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

社会保険 Q&A

Q

「代休をとります」とよく言われますが、「代休」と「振替休日」の違いを教えて下さい？

A

代休とは、休日労働や長時間の時間外労働、深夜労働を行った場合に、その代わりに、代休日として指定された特定の労働日の労働義務を免除する制度です。簡単に言えば、代休日は働くなくていいということです。休日の振替(振休)とは、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とする制度です。代休と振休の振替の違いは、後で手続きする(代休)のか、前に手続きする(休日の振替日の指定)のかという点と、割増賃金の支払いの必要があるのか(下図参照)と言う点で、給与の計算上、とても重要になります。

代休と振替休日の違い

	代 休	振替休日
要 件	特になし。ただし、制度として行う場合、就業規則等に具体的な記載が必要(代休を付与する条件、賃金の取り扱い等)。	①就業規則等に振替休日の規定をすること ②振替日を事前に特定 ③振替日は4週4休の法定休日を確保 ④遅くとも前日の勤務時間終了までに通知
賃 金	休日労働の事実は消えないので、休日労働に対する割増賃金の支払いが必要。代休日を有給とするか無給とするかは、就業規則等の規定による。	同一週内で振り替えた場合、通常の賃金の支払いであり。週をまたがって振り替えた結果、週法定労働時間を超えた場合は、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。

渋木 洋子

今回のテーマ

標準保障について

1. 標準保障額とは

近年、企業をとりまく環境が激しく変化し、各種リスクも多様化・大型化しています。

このような状況の中で、企業の経営者、幹部社員の方々に不測の事態が発生した場合、企業に与える「経済的損失」は多大なものとなります。

「標準保障額」とは、この「経済的損失」を客観的な根拠を元に算出したものです。

特に経営者においては、その信用・信頼で企業が成り立っているケースが多く見受けられます。残された従業員・取引先・家族を守るために、この「標準保障額」に対してのリスクヘッジ(=保障の確保)を行うことは、経営者としての最低限の責務と考えられます。

2. 標準保障額として、主に3つの項目があります

- (1) 借入金対策資金
- (2) 運転資金対策資金
- (3) 退職慰労金・弔慰金対策資金

※ 詳細については、次号よりご紹介いたします。

事業を経営するにあたり、外部・内部環境を問わず様々なリスクが存在します。しかし、その一方で、すべてをカバーすることは資金面から見て難しい部分もあります。

自社の想定されるべき事業リスクはどの程度あるのかや、現在加入している保障でそのリスクがカバーできるのか、不足している場合はどのような保障に加入することが必要なのかを是非、この機会に確認をしてみてはいかがでしょうか。

担当:吉田 智哉

火災保険

「火災保険の保障内容」

すまいを取り巻くリスクには、火災保険のほか、台風・大雨・地震などの自然災害、日常生活における不測かつ突発的な事故などがあります。これらの災害等により建物や家財に生じる損害に備える保険として火災保険があります。

これから冬の時期、予測される火災リスクについては下記の通りです。

●落雷による損害

「落雷による損害」とは、保険の対象に直接落雷し、その衝撃により保険の対象が被る損害のことをいいます。このほか、保険の対象に直接落雷しないものの、送電線などの落雷により電気機器などの保険の対象に波及した損害も該当します。

(注) 落雷による火災損害は「火災による」損害として取り扱います。

●雪災による損害

「雪災（せっさい）」とは、豪雪の際ににおける雪の重み、落下等による事故または雪崩により生じた損害のことをいいます。

雪災による損害が1回の積雪時において複数回生じた場合であって、各々別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらは1回の事故により発生したものと推定します。

なお、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注) 融雪洪水による損害は雪を原因としますが、「雪災」ではなく「水災」として取り扱います。

●雹災による損害

「雹災（ひょうさい）」とは、「雹」または「あられ」により生じた損害のことをいいます。例えば、雹やあられによって屋根の瓦や窓ガラスが割れるといった損害が該当します。

(注) 「雹」とは、積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒のことをいい、直径5mm未満のものは「あられ」といいます。

●風災による損害

「風災」とは、台風、旋風、竜巻、暴風等により生じた損害のことをいいます。例えば、台風により屋根瓦が飛ばされたといった損害が該当します。

(注) 洪水、高潮等による損害は「水災」として取り扱います。

※冬本番となるこのからの時期、火災保険の保障内容を確認しておきたいものです。

担当 星野千香子

これからのお研修

● 原点の会

三条商工会議所

1月17日（水） 9:00 ~ 11:15



あとがき

新潟県の新品種「新之助」をもう食べられましたか？友人から「とにかくもちりしていて粒が大きくて美味しいよ」と聞いたものの、残念ながら私はまだ食べれずにいます。ニュースで「新之助」が紹介されると、つい見入ってしまうほど、うれしい気持ちになります。

新潟県といえば「コシヒカリ、米」だったはずが、北海道やその他の県の新品種におされ、なんだかさびしい気持ちになっていましたが、新之助の登場で「米王国」に返り咲きできたのではないかでしょうか。

今の現状に満足しては他から追い越されてしまうということを、痛感させられました。日々進化していくよう、アンテナを張り、日々努力を惜しまないで過ごしたいと思います。

吉 村 みゆき

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月29日（金）仕事納め

12月30日（土）～翌年1月4日（木）年末年始休業

1月 5日（金）平常通り

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp